

バイオマスタウンにおける バイオマス事業についての公開質問書

様

平成 25 年 1 月 21 日

御船竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会
「竹ん子の会」 会長 吉 井 博

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

私どもの会は、上益城郡御船町において、同町が計画し、農林水産省からの補助金（地域バイオマス利活用交付金制度）事業として行われたバイオマスタウン構想の下で事業が行われようとした結果、御船町に約 3 億円の損害が生じた「竹バイオマス事業」について、御船町長の責任を追及する住民訴訟を行っている原告及び支援者の会です。

当会は、御船町に約 3 億円もの損害が発生したことにつき、「このような事件がなぜ起こったのか」、「今後このような事件が起こらないためにはどのようにすればよいのか」という事を住民レベルで考えることが重要であるとの考えの下、住民監査請求を行い、それに続く住民訴訟を行っています。

ところで、熊本県下では、御船町を含め 11 市町村がバイオマスタウン構想を公表されています。しかし、御船町以外に、自治体に対して多大な損害を生じさせた事例は見当たりません。

つきましては、熊本県下のバイオマスタウン構想を公表されている市町村における補助金事業の現状を明らかにし、今後、同様の被害を発生させないためにも、別紙の質問事項についてご解答頂き、私共の活動の資料とさせて頂きたく、公開質問書を御送付致します。

大変お忙しい中お手数をお掛けいたしますが、ご回答は同封の封筒で、本年 1 月末までにご回答頂ければ幸いです。

住民自治発展のためにも是非御回答いただきますようお願い致します。

なお、ご回答につきましては、集計後私共のホームページ等で公開するほか、住民訴訟の資料として使用させて頂く場合がありますことをご了承下さい。

敬具

(連絡先)

御船竹バイオマス問題原告・支援者の会「竹ん子の会」事務局

住所 熊本県上益城郡御船町御船 1033-2

電話 090-4473-7798

ホームページ <http://takebio.mifune.org/>

質 問

- 1 貴団体は、「地域バイオマス利活用交付金」制度に基づく交付金（補助金）を利用する事業の実施について、検討されたことがありますか。

- 2 貴団体は「地域バイオマス利活用交付金」制度に基づく事業を実施するに至りましたか。

- 3 （2において「実施するに至った」という場合）当該事業は、当初の事業計画のとおり、事業遂行されていますか。

- 4 （2において「実施には至らなかった」という場合）実施に至らなかった原因は何でしたか。

- 5 貴団体は、「地域バイオマス利活用交付金」制度に基づく交付金（補助金）を利用する事業の実施について、業者から働きかけを受けたことがありますか。

- 6 その他、バイオマス事業において特に留意された点等あれば、ご回答下さい。

以 上